

坂東市告示第116号

別紙1及び別紙2の書類は、宛先人の所在が不明なので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び坂東市税条例（平成17年坂東市条例第45号）第18条の規定に基づき、公示送達します。

なお、この書類は、当市収納課に保管してありますので、来庁のうえ受領ください。

令和8年5月29日

坂東市長 木村 敏文

(別紙1)

No	送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	R7市民税・県民税・森林環境税 随時 督促状	伊東 貞治
2	R7市民税・県民税・森林環境税 2月 督促状	KENO TRADING 合同会社
3	R7市民税・県民税・森林環境税 2月 督促状	株式会社ゴールドY's
4	R7市民税・県民税・森林環境税 2月 督促状	株式会社IBS
5	R7国民健康保険税8期 督促状	中山 透

(別紙2)

No	送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	差押調書 (謄本)	HOANG VAN LONG
2	配当計算書 (謄本)	野村 雄大
3	配当計算書 (謄本)	富山 直樹
4	配当計算書 (謄本)	中山 要